



もう限界を超えている！

2年以上も続く「持ち帰り電話」対応を直ちに改善して！

健康医療・保健所支部が緊急申入れ

4月18日、府職労健康医療・保健所支部は、職員に夜間緊急電話を持ち帰らさない体制の確立等を求め、健康医療部長に「緊急申入れ」を行いました。

新型コロナウイルス感染症には、連日多数の感染者数が報告され、その対応は長期化し、健康医療部や保健所職員の疲労は限界に達しています。

特に夜間緊急電話対応は、職員が電話を持ち帰って、在宅あるいは通勤帰宅途上でも対応しなければならず、長時間過密労働のうえに、非常に無理な体制が長期にわたって持続しています。

夜間、入院調整が必

要になれば、医療機関の空き状況も分からないまま、近隣の病院を手探りで探すことになり、精神的に不安定で不安の高い患者に対して、いくら説明をしても理解が得られないこともあります。時には夜間に配食サービスの相談で罵倒されることもあり、身体的な疲労や精神的

な負担は想像以上に大きく、加えて家庭環境にまで影響を及ぼしている実態があります。各保健所からは、この状況が続くことに、不安の声が噴出し、夜間緊急電話は、もう持ち帰れないという声が多く出ています。

この間、府職労も支部も再三にわたり改善を求めています。2年以上経っても何の改善もされていません。支部の申入れに対し、部当局は「実態はよくわかった。担当課に伝える」と述べました。府職労と支部は引き続き、改善を求めるとともに、各職場での申入れにも取り組みます。

【申入れ項目】

1. 職員に夜間緊急電話を持ち帰らさないよう、医療機関、医師会、消防署の協力を得る等、保健所を介さない体制を早急につくること。また、夜間電話対応が必要な場合は、職員体制を充実させ、交替制勤務を導入するなど、職員の負担軽減を図ること。
2. 当面、体制ができるまでは、職員の意見を十分に聞いて、育児、介護要件、持病等、夜間の対応に支障のある職員を当番から除外する等、最大限の配慮をすること。
3. 夜間緊急電話を持たせている時間については、オンコール手当を支給すること。また、電話対応した時間、その後の対応に要した時間は時間外手当を支給すること。管理職による勤務時間管理を徹底し、支給漏れがないようにすること。

